

◎減額について

高校生以下、障がいのある方が使用する場合又はこれらの者を主たる対象として使用する場合は、使用料（冷暖房料は除く）の2分の1の額とする。ただし、営利、宣伝を目的とする場合は、減額しない。

◎割増について

市外の者が使用する場合又は市外の者を主たる対象として使用する場合の1時間単位の割増使用料は、基本使用料、冷暖房料に1.5を乗じて得た額。

営利、宣伝を目的とする場合については、入場料を徴収しない場合は1時間単位の基本使用料、冷暖房使用料に4を乗じて得た額。入場料を徴収する場合は、入場料を徴収しない場合の加算に加え1人1回について徴収する最高の入場料(税が課せられる場合にあっては、これを加算した額とする)に20を乗じて得た額。